

京都市告示第499号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、  
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成30年12月28日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
清水邸	京都市中京区麴屋町通六角下る坂井町456番
大槻邸	京都市左京区北白川東久保田町39番, 50番
菅大臣神社	京都市下京区仏光寺通西洞院東入菅大臣町183番, 187番1, 西洞院通仏光寺下る本柳水町777番1, 778番, 高辻通新町西入堀之内町269番1
富美代	京都市東山区大和大路通四条上る二筋目東入末吉町99番11, 103番

(都市計画局都市景観部景観政策課)